

# 緊急事態行動計画

感染防止対策

2020年4月7日

(1) 勤務時間内については

- ・兵庫県が「感染拡大警戒地域」や「緊急事態宣言」に指定された場合  
「10名以上が集まる打合せ等の出席を避ける」
- ・兵庫県が「感染確認地域」に指定された場合  
「屋内で50名以上が集まる・イベントへの参加を避ける」
- ・兵庫県が「感染未確認」に指定された場合  
「参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえでそれらのリスクの判断」
- ・いずれの場合も…
  - ①会場内（現場内）のスペースを十分にとったうえで換気を行い作業するなど、3密（密閉空間・密集場所・密接場面）が同時に重なる場を回避する取り組みを徹底する。  
※現場については常に朝礼等で周知徹底する。  
※打合せ等は電話、Eメール、ファックスにて行ってください。  
現場員はローテーションを組んで行動するなど、調整してください。  
その場合は、**本社のしかるべき部署へ事前に報告連絡**をすること。
  - ②発熱や風邪の症状などがある場合は欠勤し様子を見る。  
その場合は、**本社のしかるべき部署へ事前に報告連絡**をすること。
  - ③マスク着用、うがいをする、手・指の間を洗う、アルコール消毒に努めること。
  - ④ウイルスの感染を防ぐため、不特定多数の者が触る場所には特に注意すること。

(2) 勤務時間外においても、不要不急の外出を控えること。

(3) 通勤について、現在、電車・バス等の公共交通機関の利用者で、車等での通勤が可能な社員は車等での通勤を認めます。また、感染を防止するために社用車の利用を許可する。その場合、自宅に駐車スペースがない場合はコインパーキングの利用し、後日精算します。

- ・弊社の駐車スペースが限られていますので、効率よくお願いします。

(4) テレワークが可能と考えられる業務の担当者は、基本的に在宅勤務としますが、業務の必要に応じて出社可とします。

(5) (3) または (4) に該当しない社員については、事前に調整のうえ、事業に支障が生じない範囲で時差通勤を可能とします。

(6) 終了日については、兵庫県による**緊急事態宣言**の解除を終了日とする。

# 緊急事態行動計画

## 感染者が確認された場合の対策

### (1) 従業員・作業員の感染が確認された場合

- ・PCR検査等を実施する事が決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する。その所属長は本社の総務部、発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、総務部は所属長と連携を取り、各保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じるように指示する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、各保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所・建設現場等の消毒を行うとともに、必要に応じて、自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・建設現場・勤務場所内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ・兵庫県新型コロナ追跡アプリ（登録要）、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受信を促す。
- ・各保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・**新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）へご相談**

### (2) 勤務場所・建設現場の消毒等が必要になった場合の対応

- ・勤務場所・建設現場の消毒等については、保健所等より指示がある場合はその指示に従い、特段の指示がない場合は総務部、所属長とともに以下の方法によって実施する。
- ①消毒を行う箇所
    - ・パソコン、電話、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、ドアノブ、照明スイッチ、会議室のテーブルや椅子、共用部等の手すり、トイレの便座等、床や壁などの陽性者等が接触したと考えられる箇所
  - ②使用する消毒液及び使用方法
    - ・陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用のアルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した個所の消毒については、消毒用のエタノールや0.05%～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭または30分間浸漬する。
  - ③消毒時に使用する保護具
    - ・手袋、マスク、ゴーグル等の防護具、保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを使用。手袋は頑丈で水を通さない材質を用いる事
  - ④消毒後の手指の衛生
    - ・消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗いと手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。